

塩竈市新型インフルエンザ等対策行動計画

塩 竈 市

令和8年6月

はじめに

1. 塩竈市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

2020年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認された後、宮城県内では同年2月に感染が確認された。本市では、「塩竈市危機管理に関する要綱」に基づきコロナ対策本部会を同年2月4日に設置。同年4月17日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく緊急事態宣言が発出されると、塩竈市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく市町村対策本部として2023年1月6日まで設置された。2020年2月17日対策本部会議においては、当時「県内未発生期」であったものの「県内発生早期」と位置付け、早期対応の方針が決定、速やかな市民への周知、感染症対策を実施した。新型コロナ拡大により市民の生命と健康が脅かされ、地域生活や社会経済活動は甚大な影響を受けた。この未曾有の感染症危機に対し、本市においても、医療関係者や事業者、住民と連携し、取り組みを進めてきた。

今般、新型コロナ対応で浮き彫りとなった課題や、近年の「特措法」等の改正を踏まえ、政府及び宮城県において、幅広い感染症危機に対応可能な「行動計画」の改定が行われた。これを受け、本市においても、宮城県との整合性を図りつつ、地域の実情に応じた対策を迅速かつ着実に実施するため、本計画を改定するものである。

2. 行動計画改定の概要

2009年4月に新型インフルエンザ（A/H1N1）が世界的大流行となった。

塩竈市においても、住民に一番近い市町村として、宮城県（以下「県」という。）で作成した新型インフルエンザ対応行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ発生による被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済の維持を図るため、2009年10月に「塩竈市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。特措法では、国は新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を定めるものとされ、また、都道府県知事は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとされている。これを受けて、国は2013年6月に政府行動計画を定め、県は2014年3月に「宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。市町村について、特措法では、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとされている。このことから、本市では、2009年10月に策定した「塩竈市新型インフルエンザ等対策行動計画」の全訂版として、本市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、実施する措置等について定めた「塩竈市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成した。

今般、２０２４年７月に「政府行動計画」、２０２５年３月に「県行動計画」が抜本改定となったことを受け、本市においても行動計画の抜本改定を行うものである。

目 次

第1部 総論

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	5
第1節 感染症危機を取り巻く状況	5
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	5
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本方針	7
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	7
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	8
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	10
第3章 対策の基本項目	12
第1節 市行動計画の主な対策項目	12
第2節 対策項目ごとの基本理念と目標	12
第3節 複数の対策項目に共通する横断的な視点	14
第4章 対策推進のための役割分担	17
第5章 組織体制及び各部の役割	20
第6章 発生段階	27

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制	28
第1節 準備期	28
第2節 初動期	28
第3節 対応期	29
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	30
第1節 準備期	30
第2節 初動期	30
第3節 対応期	31
第3章 まん延防止	32
第1節 準備期	32
第2節 初動期	32
第4章 ワクチン	33
第1節 準備期	33
第2節 初動期	37
第3節 対応期	40
第5章 保健	43
第1節 対応期	43

第6章 物資	44
第1節 準備期	44
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保	45
第1節 準備期	45
第2節 初動期	45
第3節 対応期	46

第1部 総論

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020年以降新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス・アプローチ（以下、「ワンヘルス」という。）の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルスの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- （１）新型インフルエンザ等感染症
 - （２）指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
 - （３）新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- である。

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

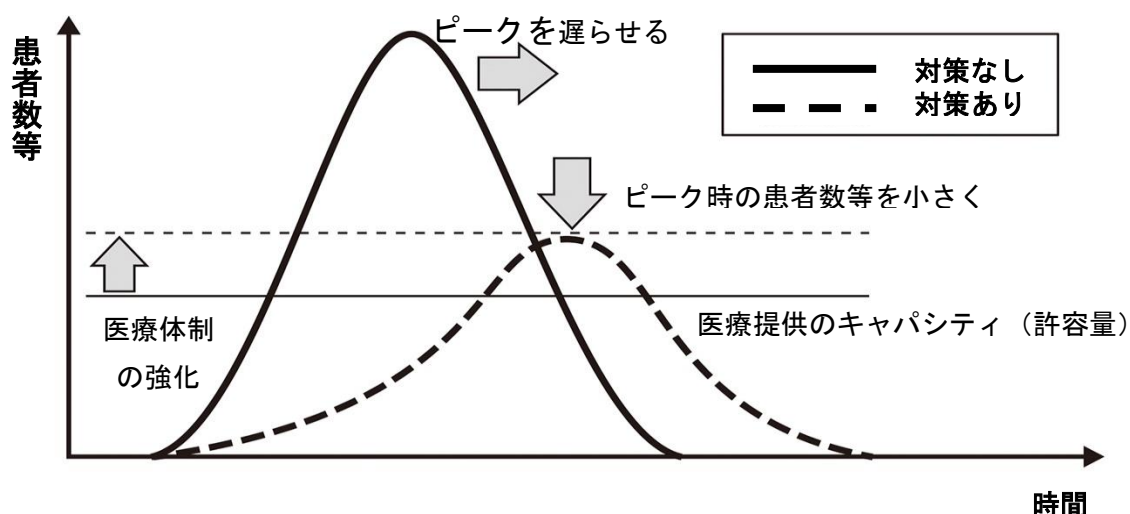
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、県内及び本市への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティ（許容量）を超えてしまうということを念頭に置きつつ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - 1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - 2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティ（許容量）を超えないようにすることにより、患者が必要・適切な医療を受けられるようにする。
 - 3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - 1) 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
 - 2) 業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の効果・概念図＞



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活や経済全体に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で定める対策の中から、実施すべき対策を決定する。

以上のことから、塩竈市における新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方は、次のとおりとする。

(1) 準備期

発生前の段階（準備期）では、地域における医療提供体制の整備や、市民に対する啓発やDXの推進、人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

(2) 初動期

- 1) 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる感染対策と、ワクチンや治療薬等がない可能性感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに初動対応の体制に切り替える。
- 2) 国内で発生しているが、県内では発生していない段階であっても、病原体の県内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講ずる。国内で発生している段階では、市内において万全の体制を構築するため、県外での発生状況を的確に把握し、病原体の市内侵入に備える。

(3) 対応期

- 1) 県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザ薬の予防投与の検討、病原性に応じて不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- 2) 県内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、国や県の動向を踏まえながら強

力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集しながら対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行う。

- 3) 県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、国、県、県内各市町村、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられることから、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。
- 4) 事態によっては、県内の実情等に応じて、国や県と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようし、現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が発生し、国が特措法第32条に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」（以下「緊急事態宣言」という。）をした場合、市民に対する不要不急の外出自粛要請、学校等の臨時休業による接触機会の抑制などの医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、当該事業者のサービス提供水準が相当程度低下することはやむを得ないものとして許容するよう市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界超過や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となり、特に、治療薬やワクチンがない可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、又は発生したときに、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重し、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

なお、市民の権利と自由に制限を与える場合には、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとしなければならない。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗（ひぼう）中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部並びに県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。市対策本部長は、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う必要がある場合には、県対策本部長に対して要請を行う。なお、市対策本部の名称は、発生した感染症に応じて適切な名称を用いることとする。

(4) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(5) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えることを進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、県及び市は必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(6) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第3章 対策の基本項目

第1節 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

第2節 対策項目ごとの基本理念と目標

(1) 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、国、県、市町村、JIHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜(さくそう)しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由には十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、国、市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーション

の在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、国は、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行う。一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

(4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、市は、県、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時には、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

(5) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。また、市は、市町村の区域を越えたまん延の防止に向け、新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限の行使を想定しつつ、平時から県感染症連携協議会等の活用等を通じて主体的に対策を講ずる必

要がある。

(6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関や県等の関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握や新型インフルエンザ等の発生時における生産要請等のために必要な体制を整備する。新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、必要に応じて感染症対策物資等の供給量の増加を図るための生産要請等を行い、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第3節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下のⅠからⅢまでの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

- (1) 人材育成
- (2) 国と県及び他市町村との連携
- (3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

(1) 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。その際には、多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を

対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組むべきである。

また、地域の医療機関等においても、県や市、関係団体等による訓練や研修等により、感染症を専門とする医師や看護師等の医療職、病原体分析や治療薬、ワクチン等の研究開発に従事する研究者及び治験等臨床研究を推進できる人材の育成等、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

(2) 国と県及び他市町村との連携

感染症危機対応では、国が基本的な方針を策定し、県は関係法令に基づく実務を担い、市は基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施するといった適切な役割分担が重要である。新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国や県と共同で訓練の実施や意見交換などで平時から連携体制を構築しておく。

さらに、新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は隣接する市町村や塩釜保健所との連携も想定される。こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

(3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

例えば、新型コロナ対応においては、急激な感染拡大に伴い、感染症法に基づく発生届の届出数が増え、保健所職員の入力業務等の負担が著しく増加した。このため、国が2020年から「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」により、医療機関から発生届のオンライン提出ができるよう整備した。また、患者本人による自身の健康状態のオンライン報告も可能としたことで、保健所職員等の健康観察業務等の負担が軽減された。このほか、医療機関等情報支援システム（G-MIS）による全国の医療機関における病床の使用状況や感染症対策物資等の確保状況等の一元的な把握や、検疫現場でのシステムによる入国者情報の取得や入国後の健康監視等の対応を行う等、業務の効率化とともに、情報収集の迅速性の確保に努めた。新型コロナ対

応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療 DX を含め、感染症危機対応に備えた DX を推進していくことが不可欠である。

DX 推進の取組として、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と県及び市、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要である。

また、医療機関における発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、国が行う電子カルテと発生届の連携に向けた検討を踏まえ、体制整備を図る。さらに、DX 推進に必要な、人材の育成やデータ管理の在り方の検討を進めるとともに、収集された情報の利活用の促進に向けた課題の整理や検討を進める。こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

第4章 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO 等の国際機関やその他の諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を進める。

加えて、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進し、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 地方公共団体の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県】

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は県感染症連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

【塩竈市】

住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき的確に対策を実施する。そのため、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

（３）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県感染症連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（４）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（５）登録事業者の役割

特措法第２８条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

（６）一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(7) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

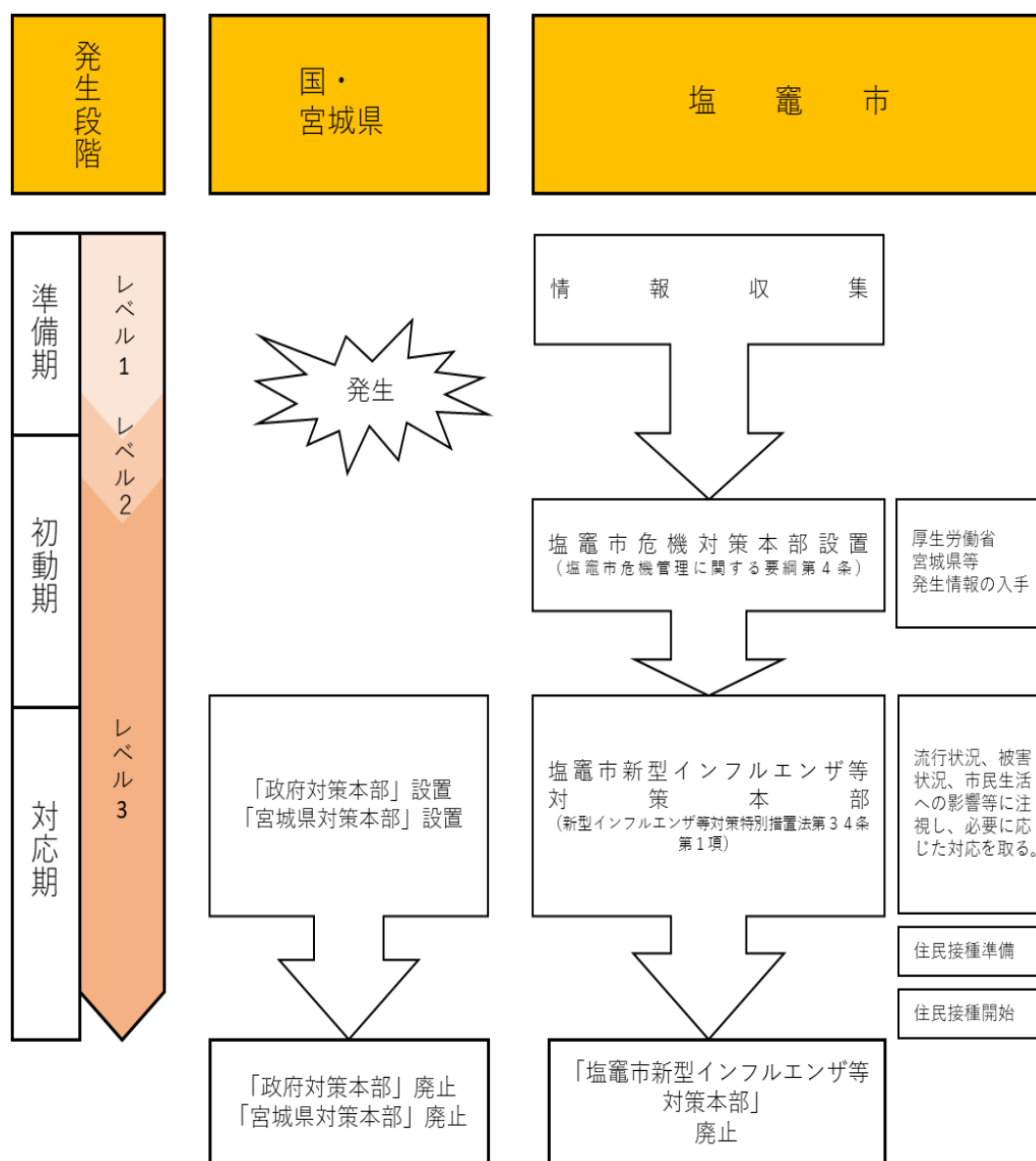
また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第5章 組織体制及び各部の役割

新型インフルエンザ等対策の対応に当たっては、発生段階、対応内容等に応じた体制により、関係部局が連携、協力し、全庁が一体となり、本市における対策を総合的に行う。

市長は新型インフルエンザ等の危機が発生又はそのおそれがある場合、状況に応じて塩竈市危機管理に関する要綱第5条に基づき、危機管理レベルを設定・変更するものとする。レベル1では必要に応じ危機管理主管課を設置、レベル2では主管部を設置、レベル3では塩竈市危機対策本部を設置する。

また、特措法に基づく緊急事態宣言がされた場合には、速やかに、塩竈市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。



(1) 組織体制

＜塩竈市新型インフルエンザ等対策本部＞

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、市立病院事業管理者
本部員	総務部長、市民生活部長、福祉子ども未来部長、産業建設部長、市立病院事務部長、上下水道部長、教育部長、政策調整管理監、危機管理監、塩釜消防署長
本部事務局	危機管理課（本部連絡室）
危機管理主管課	危機管理課、健康づくり課

＜対策本部の所掌事務＞

- ① 新型インフルエンザ等発生状況の情報収集に関すること。
- ② 新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策及び予防対策に関すること。
- ③ 国及び県、関係機関との連絡調整に関すること。
- ④ 市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ⑤ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の総合調整に関すること。
- ⑥ その他新型インフルエンザ等対策に関する重要な事項の決定に関すること。

＜本部事務局の所掌事務＞

- ① 本部の総合調整に関すること。
- ② 本部長又は副本部長の指示等の伝達に関すること。
- ③ 関係機関及び協力機関に対する連絡調整並びに協力要請に関すること。
- ④ 情報の収集及び報告に関すること。
- ⑤ その他必要と認めること。

(2) 各部の役割

1) 全部課共通の役割

担当部	主な役割
各部共通	安定的な業務実施のための体制の構築 出勤職員の減少等に伴う業務体制の見直し 委託業者等への感染予防措置の徹底 発生地域等からの出張者等の受け入れ又は派遣の把握及び検討 発生地域等と関係する事業の把握及び検討 事業（イベント等）の実施、中止の検討 所管施設や職場における感染防止対策の推進及び所管施設の休業の検討 市民等の支援対策 各部に対する応援

2) 総務部

課	主な役割
総務人事課	・業務継続計画に基づき職員の服務について調整すること。 ・各所属の業務継続計画を取りまとめ、職員配置の調整及び計画策定に関する事。 ・職員の感染状況の把握及び健康管理に関する事。
政策課 秘書広報課	・対策本部設置に関する記者発表（窓口機能）に関する事。 ・市民への情報提供（ホームページ・広報等）に関する事。 ・公共交通機関の情報収集に関する事。
財政課	・感染防護資器材等調達費用の調整に関する事。 ・感染拡大防止対策の予算措置に関する事。
管財契約課	・職員用感染防護資器材の調達・配分計画策定に関する事。 ・来庁者用感染防護資器材を調達すること。 ・庁舎立ち入り制限に関する事。
危機管理課	・関係機関の動向を把握すること（情報収集・情報提供）。 （消防・警察・自衛隊との連絡調整） ・対策本部の事務局に関する事（対策本部会議）。

3) 市民生活部

課	主な役割
市民課	・塩釜地区消防事務組合（斎場）との連絡調整に関する事。 ・葬祭関係会社等との連絡調整に関する事。 ・地域の防犯対策に関する事。
税務課 収納課	・各部に対する応援に関する事。 ・市税、個人県民税、森林環境税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料（基本保育料に限る。）の収納に関する事。
環境課	・ごみ収集及び処理に関する業務継続の検討に関する事。 ・当該危機事象により発生した廃棄物の収集及び処理に関する事。
保険年金課	・情報収集及び国保被保険者への情報提供に関する事。 ・国保被保険者に対する感染予防の啓発に関する事。 ・各部に対する応援に関する事。
浦戸振興課	・市営汽船の運航業務継続の検討に関する事。 ・浦戸診療所従事者用感染防護資器材調達に関する事。

	・浦戸開発総合センターの業務継続の検討に関する事。 ・支所機能の業務継続の検討に関する事。 ・島民への広報に関する事。
--	---

4) 福祉子ども未来部

課	主な役割
生活福祉課	・要配慮者（要保護者を含む）等に対する相談窓口の設置及び安否確認に関する事。 ・社会福祉施設の継続の検討に関する事。 ・生活保護世帯への感染防護資器材提供に関する事。
子ども未来課	・放課後児童クラブ、児童館、子育て支援センター等の施設等業務継続の検討に関する事。 ・市内私立幼稚園への情報提供・収集に関する事。 ・各部に対する応援に関する事。
保育課	・保育施設等業務継続の検討に関する事。 （保育施設利用者及び市職員の社会機能維持業務従事者の子どもの保護等に関する事。） ・民間保育施設への情報提供・収集に関する事。 ・保育施設利用者への情報提供に関する事。 ・保育施設利用者の感染防護資器材の調達に関する事。 ・保護者、保育施設への情報提供及び協力要請に関する事。
高齢福祉課	・要配慮者（高齢者を含む）等に対する相談窓口の設置及び安否確認に関する事。 ・介護サービス事業者等の動向の把握(情報収集)及び感染症予防事業の情報提供に関する事。
健康づくり課	・危機管理主管課に関する事。 ・休日急患センター従事者用感染防護資器材の調達に関する事。 ・感染症対策物資等の備蓄、管理に関する事。 ・医師会との連絡調整に関する事。 ・健康相談窓口の設置に関する事。 ・市民への予防策の周知に関する事。 ・国（厚生労働省）、県、保健所などとの連絡調整に関する事。 ・特定接種及び住民接種の実施に関する事。

5) 産業建設部

課	主な役割
水産振興課	・ 農業委員会委員への情報提供・収集に関すること。 ・ 水産関係者への情報提供に関すること。 ・ 魚市場管理事務所の業務継続の検討に関すること。 ・ 入漁船対策に関すること。 ・ 物資の配布に関すること。
商工観光課	・ 商工関係者への情報提供・収集・対策に関すること。 ・ 港湾関係者への情報提供・収集・対策に関すること。 ・ 物流の安定への協力要請に関すること。 ・ 観光関係者への情報提供・収集・対策に関すること。
まちづくり・建築課 土木課	・ 各部に対する応援に関すること。

6) 上下水道部

課	主な役割
業務課	・ 市対策本部との連携に関すること。 ・ 各種情報収集に関すること。 ・ 事業継続の検討に関すること。 ・ 広報活動に関すること。 ・ 水道料金徴収等関連業務に関すること。 ・ その他物品調達に関すること。
上水道課	・ 給配水に関すること。 ・ 発注工事に関すること。 ・ 浄水作業全体に関すること。 ・ 浄水場交替制要員の確保に関すること。 ・ 浄水作業用薬品の確保及び課内の必要物品調達に関すること。
下水道課	・ 各部に対する応援に関すること。

7) 教育委員会・教育部

課	主な役割
教育総務課	・学校及び教育施設関係の連絡調整に関すること。 ・教育委員会委員への情報提供に関すること。 ・児童、生徒の健康管理に関すること。 ・小中学校の感染防護資器材の調達に関すること。 ・学級閉鎖・学年閉鎖及び休業措置に関する検討と情報収集に関すること。
学校教育課	・発生地域の教職員の動向に関すること。 ・教職員の健康管理に関すること。 ・県教育委員会との連絡調整に関すること。 ・休業措置に関する情報収集に関すること。 ・行事の縮小等に関する情報収集に関すること。 ・小学校、中学校との連絡調整に関すること。
生涯学習課	・社会教育施設の業務継続の検討に関すること。 ・体育施設の業務継続の検討に関すること。 ・社会教育施設及び体育施設利用者への一時休止等の周知に関すること。

8) 市立病院

市立病院	主な役割
	・国・県の行うサーベイランスへの協力（実施）に関すること。 ・抗インフルエンザウイルス薬の確保等に関すること。 ・プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチン接種に関すること。 ・市内発生時～大規模流行期における医療体制の確保に関すること。 ・新型インフルエンザ発生時の初期対応と必要に応じた感染症指定医療機関等との連携に関すること。 ・「塩竈市立病院新型インフルエンザ対策行動計画」及び「塩竈市立病院新型インフルエンザ事業継続計画」に関すること。

9) 各種委員会等

課	主な役割
会計課	・各部に対する応援に関すること。
選挙管理委員会事務局	・選挙管理委員会委員への情報提供に関すること。
監査事務局	・監査委員への情報提供に関すること。
議会事務局	・議会議員への情報提供に関すること。

第6章 発生段階

感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、発生段階を分類する。

時期		対応
準備期		新型インフルエンザ等の発生前の段階では、実施体制の構築、感染症衛生用品の備蓄、市民に対する啓発、計画等の策定等を行う。
初動期		対策本部が設置されるとともに、国により基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	対策本部の設置後、県内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国内外における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることで、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 実践的な訓練の実施

塩竈市は、政府行動計画及び宮城県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(各部局)

(2) 塩竈市行動計画等の作成や体制整備・強化

1) 塩竈市は、塩竈市行動計画を作成・変更する。塩竈市は、塩竈市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。(総務部、福祉子ども未来部)

2) 塩竈市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。(総務部、福祉子ども未来部)

3) 塩竈市は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政官等の養成等を行う。(各部局)

(3) 国及び地方公共団体等の連携の強化

1) 国、宮城県、塩竈市及び指定(地方)公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。(各部局)

2) 国、宮城県、塩竈市及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。(総務部、福祉子ども未来部)

第2節 初動期

(1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

1) 国が政府対策本部を設置した場合や宮城県が宮城県対策本部を設置した場合において、塩竈市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。(総務部、福祉子ども未来部)

2) 塩竈市は、必要に応じて、第1節(準備期)1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。(各部局)

(2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

塩竈市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行す

ることを検討し、所要の準備を行う。(総務部、福祉子ども未来部、関係部局)

第3節 対応期

(1) 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

1) 職員の派遣・応援への対応

①塩竈市は、新型インフルエンザ等のまん延により当該塩竈市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、当該塩竈市の属する宮城県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。(総務部、福祉子ども未来部)

②塩竈市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の塩竈市又は当該塩竈市の属する宮城県に対して応援を求める。(総務部、福祉子ども未来部)

2) 必要な財政上の措置

塩竈市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。(総務部)

(2) 緊急事態措置の検討等について

緊急事態宣言の手續

塩竈市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに塩竈市対策本部を設置する。塩竈市は、当該塩竈市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。(総務部)

(3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

塩竈市対策本部の廃止

塩竈市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく塩竈市対策本部を廃止する。(総務部)

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 新型インフルエンザ等の発生前における国民等への情報提供・共有

1) 塩竈市における情報提供・共有について

地域における住民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、塩竈市の果たす役割は大きい。塩竈市においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期から住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、塩竈市による情報提供・共有について、有用な情報源として住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。また、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫も考えられる。

2) 宮城県と塩竈市の間における感染状況等の情報提供・共有について

塩竈市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して宮城県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

こうしたことを踏まえ、塩竈市長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など宮城県知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされている。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について宮城県と塩竈市の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両方で合意しておくことも考えられる。

3) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

塩竈市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。(福祉子ども未来部)

第2節 初動期

(1) 情報提供・共有について

1) 塩竈市における情報提供・共有について

塩竈市においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

2) 宮城県と塩竈市の間における感染状況等の情報提供・共有について

塩竈市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して宮城県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

塩竈市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。(福祉子ども未来部、関係部局)

第3節 対応期

(1) 情報提供・共有について

1) 塩竈市における情報提供・共有について

塩竈市においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

2) 宮城県と塩竈市の間における感染状況等の情報提供・共有について

塩竈市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して宮城県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

(2) 基本的方針

1) 双方向のコミュニケーションの実施

塩竈市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。(福祉子ども未来部、関係部局)

第3章 まん延防止

第1節 準備期

- (1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

塩竈市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(総務部、福祉子ども未来部、関係部局)

第2節 初動期

- (1) 国内でのまん延防止対策の準備

塩竈市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。(総務部)

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) ワクチンの接種に必要な資材

塩竈市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト 【文房具類】 ☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ 【会場設営物品】 ☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等 ☐ 担架 ☐ 車いす

(2) ワクチンの供給体制

塩竈市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

(3) 接種体制の構築

1) 接種体制

塩竈市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。(福祉子ども未来部)

2) 特定接種

①新型インフルエンザ等対策の実施に携わる塩竈市の地方公務員については、当該地方公務員の所属する塩竈市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、塩竈市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(福祉子ども未来部、関係部局)

②特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

3) 住民接種

平時から以下1)から3)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

①塩竈市は、国等の協力を得ながら、当該塩竈市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。(福祉子ども未来部)

a 塩竈市は、住民接種については、厚生労働省及び宮城県の協力を得ながら、希望する国民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

i 接種対象者数

ii 地方公共団体の人員体制の確保

iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

iv 接種場所の確保(医療機関、保健所、保健センター、学校等)及び運営方法の策定

v 接種に必要な資材等の確保

vi 国、宮城県及び塩竈市間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築

vii 接種に関する住民への周知方法の策定

b 塩竈市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、塩竈市又は宮城県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討すること。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

c 塩竈市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、塩竈市は、医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることが望ましい。d 塩竈市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討すること。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な

状況を維持できるよう配慮すること。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、医師会等と委託契約を締結し、医師会等が運営を行うことも可能である。

②塩竈市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する塩竈市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。(福祉子ども未来部)

③塩竈市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。(福祉子ども未来部、関係部局)

(4) 情報提供・共有

1) 住民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、塩竈市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた Q & A 等の提供など、双方向的な取組を進める。

2) 塩竈市における対応

塩竈市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行うこととなり、宮城県は、こうした塩竈市の取組を支援することとなる。

3) 衛生部局以外の分野との連携

塩竈市衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には塩竈市人事部局、介護保険部局、障害保健福祉部局等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、塩竈市衛生部局は、塩竈市教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を塩竈市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。

(5) DX の推進

1) 塩竈市は、塩竈市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現される

よう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

2) 塩竈市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

3) 塩竈市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

第2節 初動期

(1) 接種体制

1) 接種体制の構築

塩竈市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。
(福祉子ども未来部、関係部局)

2) ワクチンの接種に必要な資材

塩竈市は、第4章第1節(2)において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

(2) 接種体制

1) 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、宮城県及び塩竈市は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、塩竈市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

2) 住民接種

①塩竈市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

②接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、人事部局も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

③予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務

の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、宮城県の保護施設担当部局及び福祉事務所、塩竈市介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局や障害保健福祉部局又は宮城県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等）が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

④接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、塩竈市は医師会等の協力を得て、その確保を図る。

⑤塩竈市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、宮城県においては、塩竈市の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられる。

⑥塩竈市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、塩竈市又は宮城県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

⑦塩竈市は、医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

⑧医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考え

られる。

⑨接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、宮城県、宮城県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て塩竈市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、塩竈市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法に関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討すること。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】

・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等 ☐ 担架 ☐ 車いす
---	---

⑩感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談すること。

⑪感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行うこと。

第3節 対応期

（1）ワクチンや必要な資材の供給

- 1）塩竈市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、『「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」第3章3.」を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- 2）塩竈市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各塩竈市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- 3）塩竈市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、宮城県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- 4）塩竈市は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、宮城県を

中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

(2) 接種体制

塩竈市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。(福祉子ども未来部)

1) 特定接種

地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、塩竈市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(福祉子ども未来部)

2) 住民接種

予防接種体制の構築 (福祉子ども未来部)

①塩竈市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に塩竈市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

②塩竈市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

③塩竈市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。

④発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、塩竈市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

⑤医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。

⑥塩竈市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、塩竈市の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3) 接種に関する情報提供・共有 (福祉子ども未来部)

①塩竈市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

②塩竈市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。

③接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

4) 接種体制の拡充

塩竈市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、塩竈市の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(福祉子ども未来部)

5) 接種記録の管理

国、宮城県及び塩竈市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(福祉子ども未来部)

(3) 健康被害救済

- 1) 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は塩竈市となる。
- 2) 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた塩竈市とする。
- 3) 塩竈市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

(4) 情報提供・共有

- 1) 塩竈市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。(福祉子ども未来部)
- 2) 塩竈市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- 3) パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある。

る一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、塩竈市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

(5) 特定接種に係る対応

塩竈市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

(6) 住民接種に係る対応

- 1) 塩竈市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- 2) 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - ① 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - ② ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - ③ ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - ④ 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- 3) これらを踏まえ、広報に当たっては、塩竈市は、次のような点に留意する。
 - ① 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
 - ② ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
 - ③ 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

第5章 保健

第1節 対応期

(1) 主な対応業務の実施

1) 健康観察及び生活支援

- ① 塩竈市は、宮城県が実施する健康観察に協力する。（福祉子ども未来部）
- ② 塩竈市は、宮城県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、宮城県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。（福祉子ども未来部）

第6章 物資

第1節 準備期

(1) 感染症対策物資等の備蓄等

1) 塩竈市は、塩竈市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（福祉子ども未来部、関係部局）

2) 消防機関は、国及び宮城県からの要請並びに支援に基づき、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具について、感染症の特性に応じた適切な備蓄を推進する。（塩釜地区消防事務組合）

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 情報共有体制の整備

塩竈市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。（各部局）

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

塩竈市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。（各部局）

(3) 物資及び資材の備蓄

- 1) 塩竈市は、塩竈市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（総務部、関係部局）

- 2) 塩竈市は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。（総務部）

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

塩竈市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、宮城県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。（福祉子ども未来部、市民生活部）

(5) 火葬体制の構築

塩竈市は、宮城県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。（市民生活部）

第2節 初動期

(1) 遺体の火葬・安置

塩竈市は、宮城県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう

準備を行う。(市民生活部)

第3節 対応期

(1) 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

1) 心身への影響に関する施策

塩竈市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。(福祉子ども未来部、関係部局)

2) 生活支援を要する者への支援

塩竈市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要な応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。(福祉子ども未来部)

3) 教育及び学びの継続に関する支援

塩竈市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要な応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。(教育委員会)

4) 生活関連物資等の価格の安定等

①塩竈市は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要な応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(各部局)

②塩竈市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要な応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(各部局)

③塩竈市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、塩竈市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。(各部局)

④塩竈市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。(各部局)

5) 埋葬・火葬の特例等

①塩竈市は、宮城県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り

火葬炉を稼働させる。(各部局)

②塩竈市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

③塩竈市は、宮城県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。

④塩竈市は、宮城県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(各部局)

⑤併せて、塩竈市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

⑥万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、塩竈市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、宮城県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

⑦新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの塩竈市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、塩竈市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

1) 事業者に対する支援

塩竈市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。(各部局)

2) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である塩竈市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、塩竈市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。(上下水道部)

塩竈市新型インフルエンザ等対策行動計画

2026年6月 発行

発 行 塩 竈 市

編 集 塩竈市福祉子ども未来部健康づくり課

〒985-0003 塩竈市北浜四丁目8-13

TEL : 022-364-4786 FAX : 022-364-4787